土砂等の埋立てに係る許可申請要否確認フローチャート

土砂等の埋立て等(埋立て、盛土、一時堆積)

埋立て面積が300㎡以上

埋立て面積が300㎡未満

適用除外案件ではない

適用除外案件である(第9条及び施行規則第5条参照)

次のいずれかであること。

・国・地方公共団体が行う埋立て等

・農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた事業

・採取土砂等を用いて行う特定事業で、施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との高低差が１ｍ未満の埋立て等（埋立て等の面積が３，０００㎡未満に限る）

・採取土砂等を用いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅または併用住宅の建築にかかるもの（埋立て等の面積が３，０００㎡未満に限る）　など

条例に基づく手続き不要

旭市土砂等の埋立て及び一時堆積に関する指導要領に基づく届出

・採取土砂のみを用いて行う許認可行為に該当するか。

※都市計画法上の開発行為(3,000㎡以上で区画形質変更有)や土地改良事業など(施行規則別表第2参照)

該当しない

該当しないが、採取土砂のみを用いて行う3,000㎡未満の埋め立て

該当する

条例に基づく許可申請

(第9条)

※住民説明会、周辺住民(地権者)同意、隣接地同意等が**必要**

条例に基づく許可申請

(第9条)(施行規則第9条第8項)

※住民説明会、周辺住民(地権者)同意、隣接地同意等は**不要**

条例に基づく届出

(第10条)

※住民説明会、周辺住民(地権者)同意、隣接地同意等は**不要**